

回議用紙

特別取扱	文書分類	大分類	45 建設	中分類	40 公園等	小分類	15 整備・維持管理	ファイル	164648 都市公園告示関係綴
		文書記号	令和 4 年 12 月 14 日		04渋土公発第198号				
		文書番号	年 月 日		第 号				
		保存年限	長期		まで				
宛 先				発信者				起案	令和 4年12月14日
								決裁	令和 4年12月14日
								公印	
								施行	
決裁権者	甲		文書課長	文書係長	文書取扱主任	起案者	所属	土木部公園課	
		文書審査						氏名	数本 元輝
件 名									
渋谷区立神宮通公園の利用禁止について									
このことについて、次のとおり実施してよろしいか伺います。									
※決裁状況は別紙参照									

回議用紙

渋谷区立神宮通公園（神宮前六丁目22番8号）では、夜間の公園利用について、スケートボード等による騒音や、放火等の被害により、周辺住民の生活や公園利用者に支障をきたす状態が恒常化している。さらに、夜間に荷物を持ち込まれる事態が発生し、被害が拡大する恐れが生じている。このような状況から、同公園利用者の安全・安心及び周辺住民の安全・安心な生活の確保を目的として渋谷区立都市公園条例（平成8年渋谷区条例第17号）第14条の規定に基づき、次のとおり利用の禁止をする。

記

- 1 公園の名称 渋谷区立神宮通公園（北側）
- 2 公園の位置 渋谷区神宮前六丁目22番8号
- 3 禁止する区域 別紙のとおり
- 4 利用禁止期間 12月14日から当面の間

10

20

30

回 議 用 紙 (決 裁 状 況)

1	所属名 土木部公園課 係員	氏名 数本 元輝	起案日 令和 4年12月14日
2	所属名 土木部公園課 課長級	氏名 井戸田 智司	
3	所属名 土木部 部長級	氏名 井川 武史	
4	所属名 渋谷区 文書係長 (審査)	氏名 津吹 寿之	
5	所属名 渋谷区 文書課長 (審査)	氏名 藤原 宏明	
6	所属名 渋谷区 総務部長 (調整)	氏名 松本 賢司	
7	所属名 渋谷区 副区長	氏名 澤田 伸	
8	所属名 渋谷区 区長	氏名 長谷部 健	決裁日 令和 4年12月14日

渋谷区告示第号

渋谷区立都市公園条例（平成8年渋谷区条例第17号）第14条の規定に基づき、
渋谷区立神宮通公園（北側）（神宮前六丁目22番8号）について、次のとおり利用
を禁止する。

令和4年12月14日

渋谷区長 長谷部 健

1 利用禁止する区域

別紙のとおり

2 利用禁止期間

令和4年12月14日から当面の間

2022年10月21日
富士防災警備(株)

業務計画書

1. 警備業者名

富士防災警備株式会社 代表取締役 鶴賀孝宏
東京都新宿区岩戸町9番地 TEL:03-3267-3731 (代表)

(責任者)

第三営業本部長兼第一常駐営業部長 [REDACTED]
埼玉県さいたま市大宮区大門町2-73 大宮中央ビル6階

2. 警備業務場所

東京都渋谷区渋谷1-18-29 所在の渋谷区立美竹公園ほか

3. 警備業務実施期間

指示日～2023年3月31日(金)

4. 業務時間帯及び体制

9:00～翌9:00(24時間) 2名

※ 事前に指定された日時・人数を臨時で増員配置する場合がある。

5. 業務内容

警備時間の間、制服の警備員を配置し、所定の警備保安業務の遂行に当たる。なお、警備に当たっては、昼夜ともに監督員の指示により、複数の警備員を配置するものとし、それぞれの勤務中は身分証明書を携帯するものとする。また、あらかじめ職務に当たる予定の者を名簿として提出するとともに、交代等が発生した際には速やかに監督員に報告するものとする。

6. 連絡体制

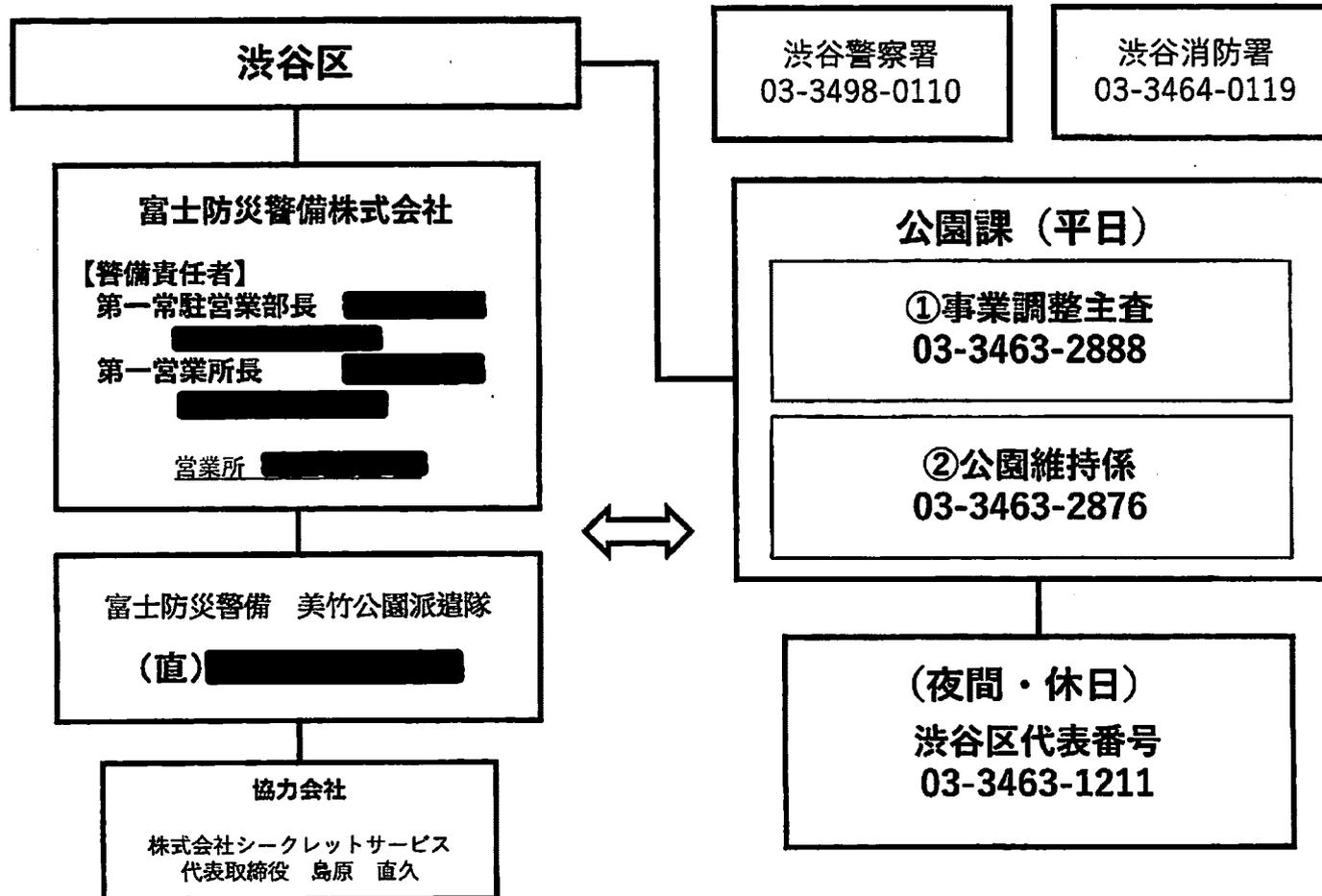
別紙「連絡体制」のとおり。

7. 警備実施結果の報告

所定の「警備報告書」を作成し、警備実施結果を報告する。

以上

連絡体制



2022年 10月 21日

渋谷区契約担当者 殿

住 所 東京都新宿区神楽坂
会 社 名 富士防災警備株式会社
代表者(代理人)名 鶴賀 孝彦

業務の一部再委託申請書

下記の契約に関する業務の一部を再委託したいので、承諾願います。なお、本件契約の履行にあたっては、再委託した業務を含め、当社の責任において誠実に対応いたします。

記

1 契約件名

美竹公園等警備業務委託

2 再委託する業務内容・必要性

上記業務委託(多人数の警備員を当社のみで確保することが困難であるため)

3 再委託先

住 所 東京都新宿区西新宿7-15-6
会社名 株式会社シークレットサービス
代表者名 林 洋司
連絡先 03-3363-7591

4 再委託先の主な実績

宮下公園仮囲いに伴う警備委託(渋谷区・2017年)

5 再委託予定金額

1,200,000 円

特命随意契約依頼書

令和4年 10 月 日

契約担当者 殿

契約締結請求者職名 公園課長

公園課公園維持係 担当者 中山 内線 4904

下記のとおり依頼します。

件名	美竹公園等警備業務委託		
契約締結請求金額	35,587,200 円 (出来高払い)		
業者名	富士防災警備株式会社	代表者名	代表取締役 鶴賀 孝宏
所在地	新宿区岩戸町9番地	TEL	03-3267-3731
具体的な理由 (他の業者ではいけない理由)			
<p>渋谷区立美竹公園及び旧仮設第三庁舎敷地 (以下美竹公園等) については、都市再生ステップアッププロジェクト (渋谷地区) 渋谷一丁目地区共同開発事業における事業場所引き渡しに関する確認書 (令和3年8月11日締結) により、適切な事業運営に努める必要がある。よって、美竹公園等にて都市再生ステップアッププロジェクト (渋谷地区) 渋谷一丁目地区共同開発事業による整備が開始されるまでは、区が適切に美竹公園等を管理し、事業予定者へ事業場所を円滑に引き継ぐ必要がある。</p> <p>上記業者は、仮囲い等設置工事 (美竹公園ほか) (契約番号: 5000333) の請負業者である清水建設から、安全保守警備について再委託されるが、履行予定である当該地を警備する業者が途中で変更となると、目的を達成できない可能性がある。また、過去にも平成29年度に宮下公園警備業務委託という同様の業務について良好に履行した実績がある。</p> <p>よって、業務の性格上継続性がなければ目的が達成できない業務であること、また過去に同様の業務実績があることを考慮し、仮囲い等設置工事 (美竹公園ほか) の請負業者である清水建設から、安全保守警備について再委託される上記業者に対し、特命随意契約を求める。</p>			
特命区分 (第1号から第7号のガイドラインに該当する項目を記載する。)			
【第2号】【業務委託等】②③に該当			

- ・理由を証する書類等がある場合は必ず添付すること。
- ・実用新案に係る製品については、特許番号、実用新案登録番号、公示年月日等をその他に記載のこと。

区 長	副 区 長	部 長	課 長	係 長	係 員
/	/				

渋契第 1003030 号

業 務 委 託 単 価 契 約 書

1 件 名 美竹公園等警備業務委託

2 業務名・単価 別紙のとおり

3 履行期間 令和 4年 10月 19日 から
令和 5年 3月 31日 まで

4 履行場所 美竹公園ほか

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、契約条項によって公正な業務委託単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

委託者と受託者とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 4年 10月 19日

委託者 渋谷区契約担当者 総務部長 松本賢司

受託者 住所 東京都新宿区岩戸町9番地
氏名 富士防災警備株式会社
代表取締役 鶴賀孝宏



印鑑照合

内 訳 書

契約番号
波契第1003030号

1頁

件 名	美竹公園等警備業務委託
-----	-------------

物品 コード	品名又は業務名	品質・規格	単 価	数 量	単 位	金 額	税区分
1	警備業務		4,000	8,088	時間	32,352,000	外税10%
小 計 (単位：円)						*****	

特記仕様書

1. 件名

美竹公園等警備業務委託

2. 履行場所

渋谷区立美竹公園及び旧仮設第三庁舎敷地

3. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 委託業務内容

(1) 受託者は、警備時間の間、制服の警備員を配置し、所定の警備保安業務の遂行に当たること。なお、警備に当たっては、昼夜ともに監督員の指示により、複数の警備員を配置するものとし、それぞれのサービス中は身分証明書を携帯すること。また、受託者は、あらかじめ職務に当たる予定の者を名簿として提出するとともに、交代等が発生した際には速やかに監督員に報告すること。

(2) 警備員の要件

警備員は、公園等公共施設の警備を行うに足る能力を持つものであること。

5. 賠償責任

(1) 受託者の賠償責任

業務遂行中、受託者の過失により、区が被害を被った場合は、受託者は賠償責任を負う。

(2) 受託者の使用者への賠償責任

受託者の使用者が業務遂行中に被った被害については、それが区の責任に帰する場合を除き、区は一切の責任を負わない。

6. 指示

業務の発注は「指示書」により行うものとするが、公園維持管理上特に緊急を要する場合は口頭によって行う。

7. 報告

(1) 事故や不法行為等が発生した場合には、その都度監督員まで報告すること。

(2) 受託者は業務が終了した後、下記の書類を作成すること。

- ・ 完了届
- ・ 警備日報

8. 関係法令等の順守

受託者は、本業務の実施に当たり、道路法、道路交通法、警備業法、東京都条例等及び渋谷区条例等の関係法令等を遵守するとともに、関連する基準等に従い、円滑な業務遂行に努めること。

9. その他

本仕様書に疑義がある場合及び定めのない状況が発生した際には、協議の上、定めるものとする。

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

別紙

利用禁止区域

名称 渋谷区立神宮通公園(北側)

位置 神宮前六丁目 2 2 番 8 号

面積 1,933.95㎡

 : 利用禁止区域

